

会 議 結 果 報 告 書

- | | | | | | | |
|---|-------|---------------------|----|---|---|----|
| 1 | 定例会 | | | | | |
| 2 | 開会日時 | 令和4年9月27日（火）午後1時26分 | | | | |
| 3 | 閉会日時 | 令和4年9月27日（火）午後2時00分 | | | | |
| 4 | 出席者 | 教育長
教育委員 4人 計5人 | | | | |
| 5 | 議決件数 | 0件 | | | | |
| 6 | 議決の状況 | 原案可決 | 0件 | 承 | 認 | 2件 |
| | | 一部修正可決 | 0件 | 同 | 意 | 0件 |
| | | 継続審議 | 0件 | | | |
| 7 | 議事録 | 別添のとおり | | | | |

教育委員会定例会議事録

1 会議年月日 令和4年9月27日（火）

2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田 憲章
委員	上之園 公子
委員	神原 謙治
委員	松本 真奈美
委員	玉井 節夫

計 5人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

- ・ 8月29日（月） 総務文教委員会
- ・ 9月 9日（金）～21日（水）令和4年第3回府中町議会定例会

【学校教育課関係】

- ・ 全国学力・学習状況調査について
- ・ 修学旅行並びに野外活動について
- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について

【社会教育課関係】

- ・ 8月27日（土） 国史跡指定記念シンポジウム下岡田官衙遺跡

日程第3 報告第10号 代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」

日程第4 報告第11号 代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	榎並 隆浩	教育総務課長	藤永 政己
学校教育課長	立花 淑子	社会教育課長	箱田 進一
社会教育課主幹	小路 和司	教育総務課課長補佐兼総務係長	谷口 司

6 議事の内容

（開会 午後1時26分）

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と上之園委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。日程第2教育長報告を議題といたします。教育長報告を6件行います。まず、会議等について2件です。1件目は、8月29日月曜日に、総務文教委員会が開催されました。教育長報告として、全国学力・学習状況調査結果について、学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について、村山聖杯将棋怪童戦について、下岡田官衙遺跡国史跡指定記念シンポジウムについての4件報告しました。

また、事務調査として、平成3年度教育委員会の事務の点検・評価を議題として提出しました。2件目は、9月9日から21日までを会期として令和4年第3回府中町議会定例会が開催されました。詳細について、教育総務課長が報告します。

教育総務課長

教育総務課長です。令和4年第3回府中町議会定例会の概要について説明します。本議会は、9月9日金曜日から21日水曜日までの13日間の日程で行われ、報告2件と議案11件、追加議案2件について審議されました。教育委員会関係の議案については、このあと日程第3、第4でご報告いたします。また、12日月曜日と13日火曜日には、一般質問が行われましたので、その概要について説明いたします。本議会では、全体で12人の議員から14の一般質問がありました。そのうち教育委員会関係については、今回はございませんでした。今回の定例会で議長等の交代がありましたので報告させていただきます。まず議長は、梶川議員、副議長は二見議員です。常任委員会の委員長は、総務文教委員会が山口議員、厚生委員会は木田議員、建設委員会は力山議員です。その他の委員会の委員長は、議会運営委員会は、西議員、議会報特別委員会は、橋井議員、災害対策特別委員会は、齋藤議員が就任されました。また、議会選出の監査委員は、児玉議員が就任されました。説明は以上です。

教育長

学校教育関係は3件です。1件目は、前回の教育委員会会議でご質問いただいた全国学力・学習状況調査結果の中学校における理数系の課題について学校教育課長が詳細を報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。前回上之園委員からご質問いただいた、「今年度の改善だけでなく、それよりも前に、理数系が本町に課題としてあって、それが改善されていないのか、本年度がたまたまそうだったのか」というご質問をいただきましたので、それについて回答します。まず中学校の数学科における全国学力・学習状況調査結果について、県平均との差で見てみますと、令和元年度はプラス3ポイント、令和3年度はプラス1ポイント、令和4年度は県平均と同等となっております。なお、令和2年度についてはコロナのため調査はされておられません。次に、理科については4年ぶりに開催されました。前回実施の平成30年度はプラス2ポイント、令和4年度はマイナス1ポイントでした。

どちらも継続的に県平均を下回っているというわけではありません。両中学校では今年度の結果を分析し授業改善を図っており、取組の具体を聞き取りました。例えば、理科では、目的のないまま知識・技能の反復練習に終始するのではなく、実験や観察を行う際に仮定を立てる活動を丁寧に行ったり、結果について理科用語を適切に使ってまとめさせ、他者に伝える活動を充実させたりすることで、目的意識をもって課題を解決する力や生活場面でも活用できる知識の習得を目指していくこととしております。学校教育課としても、今年度の調査結果の発表を受けて、各校での指導方法等の改善計画の作成を求めています。提出された改善計画は、授業改善に関わる町主催の研修で活用するなど、志の実現に必要な資質・能力を育成するため、主体的・対話的で深い学びを各校が組織的に授業改善に取り組むことができるよう指導していきます。以上です。

教育長

2件目は、9月に入り各小中学校では、修学旅行や野外活動を実施し始めました。学校教育課長から詳細を報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。修学旅行並びに野外活動について報告させていただきます。本日お配りしました「令和4年度修学旅行・野外活動」の日程表をご覧ください。まず修学旅行ですが、小学校は6年生が1泊2日、中学校は2年生が2泊3日で行う活動です。現在、修学旅行を終了した学校は、南小学校、中央小学校、東小学校です。コロナ禍のなかですが、どの学校も予定通り実施することができました。が、残念ながら新型コロナウイルス感染等により参加できなかった児童は4名おりました。今後、10月には、府中小学校、北小学校が、12月には緑ヶ丘中学校が、2月に府中中学校が実施する予定です。続いて、野外活動ですが、小学校5年生が1泊2日で行う活動です。南小学校が、明日9月28日から出発します。そのほかの小学校は順次10月中に実施する予定です。以上です。

教育長

3件目は、学校における新型コロナウイルス感染症にかかる状況について、学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について報告させていただきます。本日お配りしました別紙資料「学校における新型コロナウイルス感染症に係る状況について」をご覧ください。表に示すとおり、町立小中学校の8月の感染者数は、小学校が250名、中学校が74名で計324名、9月は26日までですが、小学校が78名、中学校が28名で計106名となっています。8月の感染者数は7月と比べ2.7倍と急激に増えましたが、今月に入り感染者数は減り落ち着いてきております。次に、学級閉鎖等についてですが、中学校で、8月下旬に学級閉鎖が1件ありました。夏休み期間中ですが、授業日として登校している期間でした。今後も、引き続き各学校と連携し、保護者メールを活用し新型コロナウイルス感染拡大防止に努めてまいります。以上です。

教育長

社会教育関係1件です。8月27日土曜日に 府中公民館大ホールを会場として国史跡指定記念シンポジウム下岡田官衙遺跡を開催しました。詳細を社会教育課主幹兼歴史民俗資料館長が報告します。

社会教育課主幹兼歴史民俗資料館長

社会教育課主幹です。国史跡指定記念シンポジウム下岡田官衙遺跡について、ご報告させていただきます。8月27日土曜日に、府中公民館において、下岡田官衙遺跡の国

史跡指定記念シンポジウムを開催しました。117名の方に参加いただき、下岡田官衙遺跡の国史跡指定までの経緯や遺跡の歴史的意義、また、これからの地域との関わりや今後の展望などについて、専門家の方に第1部で報告・基調講演を、第2部でシンポジウムをしていただきました。第2部のシンポジウムでは、ふちゅう大好きキッズ育成プロジェクト事業の歴史部門に参加している子どもたちに、本事業の講座で学んだことを受け、専門家の先生方に質問をしてもらいました。専門家の先生方からの回答により、子どもたちは下岡田官衙遺跡のことが更に学ぶことができた喜んでくれました。また、アンケートでは、「報告、講演はとても分かりやすく、下岡田官衙遺跡にとっても興味を持ちました。」、「駅家の可能性が高いが、また、調査が必要ということがわかった。」、「町民の協力も必要なこともわかった。」、「文化財をより町民・来訪者に分かりやすく案内できるようになっていくと良いと思います。」などの意見・感想をいただいております。説明は以上です。

教育長

報告は以上になります。それでは、会議等について、何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

学校教育関係について、何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

よろしいでしょうか。社会教育関係につきまして、何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

よろしいですか。続いて、委員の皆様から、ご意見、ご報告よろしくお願いします。
はい、神原委員。

神原委員

先日、教育委員会のオンライン協議会に参加して参りましたので、その報告をさせていただきたいと思います。二つのテーマの分科会に参加いたしました。まず一つ目がいじめ対策不登校支援についてというところで、参加されたその自治体の皆さんが、ほとんどがスクールカウンセラーを置いたり、ソーシャルワーカーっていう形で各校と連携しながら、いじめを少しずつなくせるよう取り組みをされているという話は大体統一してありました。その中で、私が一つ面白い取り組みをされてるなと思ったのが、ある自治体が校務支援システムというICTを用いて、児童生徒の出席状況とか不登校の傾向を把握されてると。次のテーマに繋がるんですけども、この教育の情報化がある中で、そういったシステムを使って、しっかりとその生徒の状況をデータで把握することの必要性和、どうしてもその担任の先生とか教員っていうのは感覚であの子たくさん休んでるなとかっていうふうに思いがちなところがあると、ただしっかりそのデータで把握することによって実はそうでもないとか、結構学校にちゃんと来てるなと思ったら遅刻が多いだとか、そういった傾向をしっかりとデータをみることで、その生徒の不登校になりがちだとかっていうのを未然に防ぐだとか、そういう取り組みをされてるっていうのが非常に印象的でした。もう一点はですね、その教育の情報化についての分科会の方だったんですけども、大体がですね、今3年目になって、スムーズに先生もICTの環境になじんできて、そのChromebookを使っての情報の教育っていうのに関しては、少しずつストレスもなく、あとはそういった専門の講師の方を招いて少しずつ上手な活用

の仕方ができているというところはどこも共通しておりました。ただ一点、皆さんの声を上げられて言われてたのが、今後のアップデートですとか、その費用ですね。大きな市町村の自治体さんでしたら、ある程度のその費用というか予算が組めるからいいかもしれないですけども、本当に小さな自治体でしたら、なかなかそういったアップデートしていくとか、そういったときの予算がなかなか取れないといったことをですね、皆さん声を上げられてたっていうのが印象的でした。ちょっと話はそれるんですけどもその中に参加された教育委員の方で、つい先日新たに教育委員になられた方がいらっしゃって、その方が、普段は経営のコンサルタントされてる方だったんですけども、その方からも一つの提言として、今回その情報の教育化っていうのを各学校、もしくはその生徒に対してしていく中で、教育委員会に参加したときに私は不思議に思ったのが、全部紙なんですねと。実際に情報の教育化っていうので紙からデータとか Chromebook とかやっていくっていうことに対して、伝える側がまだまだずっと紙っていうのが、なかなか私にとっては疑問が多かった。なのでやはり教育委員の方から、委員会のところからまずはそういった、例えば会議も遠隔でまずはやってみるとか、Chromebook でやってみるとか、そういった形で少しずつその紙からデータでのやりとりだとか、そういったことに何か自分たちが慣れていかないと、なかなかそれを教職員の方に伝えるっていうのは、難しいところとか、そういったところもあるんじゃないかっていうことを言われてて、確かに言われたらその通りだになっていうところですね。そういったところからの新たな視点というのを少しずつ入れることによって、やっぱり教育の情報化を少しずつ、こっち側も理解してサポートできる部分も考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。以上です。

教育長

ありがとうございます。他にありますか。ないようでございます。では次に参ります。日程第3、報告第10号「代理行為の承認について（付議事件に関する意見聴取について）」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。報告第10号、令和4年9月27日、代理行為の承認について、付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。報告第10号「代理行為の承認について」ご説明いたします。令和4年第3回府中町議会定例会に提出された議案のうち教育委員会関係分について、令和4年9月1日付で府中町長から教育委員会へ意見聴取の協議がありましたが、教育委員会会議を開催するいとまがなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理し、同意する旨の回答を同日付で行いましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものです。それでは、議案の内容について資料の順番に説明いたします。資料3ページから11ページまでが、第34号議案「令和4年度府中町一般会計補正予算（第4号）」でございます。こちらについては、8月の教育委員会会議での説明内容と重複しますが、改めて、教育委員会関係分について説明いたします。今回の補正は、すべて電力供給事業者の変更に伴う電気料金の増額補正です。令和3年度から令和5年度までを期間とし、町有施設の電力供給元として、株式会社ウエスト電力と契約締結していましたが、同社が令和4年6月末をもって電力小売業から撤退することとなり、7月以降は、電気事業法による最終保障供給制度を利用し、中国電力株式会社及びその関連会社から電力の供給を受けているところです。事業者の切り替えに伴い、電気料金について支出増が見込まれることから増額補正するものです。補正の額については、4月から8月支出分までを実績、9月支出分以降は過去の実績を元に試算し、計上していますが、電気取引市場価格の動向が引き続き不透明なことから、今後の更な

る不足も考えられます。9ページをご覧ください。歳出です。款)教育費、項)小学校費、目)学校管理費、小学校管理運営事業は3, 154万1千円の増額補正です。対象施設は小学校5校です。項)中学校費、目)学校管理費、中学校管理運営事業は、983万3千円の増額補正です。対象施設は中学校2校です。10ページです。項)社会教育費、目)公民館費、公民館管理運営事業は、54万7千円の増額補正です。対象施設は府中南公民館です。なお、府中公民館は電力供給元が中国電力であったため、今回の補正の対象とはなりません。目)歴史民俗資料館費、歴史民俗資料館管理運営事業は、86万円の増額補正です。対象施設は、旧歴史民俗資料館です。目)くすのきプラザ費、くすのきプラザ維持管理事業は、411万1千円の増額補正です。対象施設は、くすのきプラザです。11ページです。項)保健体育費、目)体育施設費、社会体育施設維持管理事業は、84万3千円の増額補正です。対象施設は、空城山公園です。続いて揚倉山健康運動公園体育施設維持管理事業は、248万9千円の増額補正です。対象施設は、揚倉山健康運動公園です。続いて資料12ページからの第40号議案「府中町附属機関設置条例の制定について」説明いたします。14ページ第40号議案参考資料をご覧ください。1. 制定の趣旨です。附属機関を一時的に設置することについて、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。2. 制定の概要です。町長その他の執行機関は、契約の相手方の選定、その他一時的に設置が必要な場合、その規則で定めるところにより、審査、諮問又は調査を行う附属機関を置くことができる、こととするものです。附属機関とは、法令や条例の定めに基づく、審議会や審査会などの合議体で、公務の執行において、専門的・技術的な見識が必要な場合や、民意の反映が必要な場合、自治体の職員以外の外部の方を構成員に含み、設置するものです。当該附属機関を常設する場合は、従前からその目的に沿った条例を制定し、設置しているところです。例えば、「府中町子ども・子育て会議」の設置は、府中町子ども・子育て会議設置条例で定めています。一方、本条例は、一時的、いわば1度きりの設置が必要な場合に、規則で定めるところにより、附属機関を置くことができる、とするものです。特には、契約の相手方の選定を行う場合に、競争入札によらず、企画・提案により競うプロポーザル方式を実施する場合などを想定しています。プロポーザル方式における契約について、相手方の選定を職員のみに限定するのではなく、様々な有識者の方に参画いただき、より幅広いご意見をいただきたい、という考えに立脚した条例となっています。なお、直近の案件として、現在公募を行っています、保育所等の設置・運営主体となる法人の選定に適用を予定しています。3. 施行期日は、公布の日です。続いて15ページ、第41号議案「府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」です。25ページ第41号議案参考資料をご覧ください。1. 改正の趣旨です。職員の育児休業の取得要件等を変更するため、条例の一部を改正するものです。職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援する制度について、より柔軟な利用が可能となるよう、今般、国の人事院規則等の見直しが行われました。本町においても、国に準じた改正を行うことで、所要の措置を講じるものです。2. 改正事項の概要です。(1) 子の出生後8週間以内に非常勤職員が取得する育児休業について、当該非常勤職員の任期満了に関する要件を、現行の「1歳6か月到達日まで」から「出生後8週間と6月を経過する日まで」に緩和するものです。従前は、育児休業を取得する非常勤職員の任期について、1歳6か月到達日に在職する見込みがあることが要件とされていましたが、本改正により、その期間が出生後8週間と6月を経過する日までに緩和となります。なお、本条例における非常勤職員とは、主として、会計年度任用職員のことです。(2) 1歳から2歳までの間の子を養育する非常勤職員が育児休業を取得する場合の育児休業開始日について、現行の「1歳到達日の翌日」に限らず、当該期間の途中からでも取得が可能となるなどの拡充措置を講じるものです。非常勤職員の育児休業の対象期間は、原則、子の1歳到達日までですが、申し込みを行っているものの保育所等に入所できないなど、特に必要と認められる場合においては、1歳6か月到達日まで育児休業を取得することができることとなっています。その際、従前は、当該育児休業の開始日が、「子の1歳到達日の翌日」に限定されていましたが、本改正により、その限定が解除されるため、期間の途中から、育児休業を取得することができることとなり、夫婦交替での取得も可能となります。また、

1歳6か月到達日以後、2歳到達日までにおいても同様の取り扱いとなります。（３）任期の更新等に伴って育児休業を再度取得できる規定について、任期を定めて採用された職員を対象とするものです。本改正後は、会計年度任用職員を含め、任期の定めのある職員が対象となります。（４）は、規定を整理するものです。３．施行期日は、令和４年１０月１日です。続いて、２６ページ第４３号議案「令和３年度府中町歳入歳出決算の認定について」です。２７ページの資料は、令和３年度歳入歳出決算書から歳入歳出総額等及び歳出のうち教育費について抜粋したものです。２８ページからは、府中町監査委員からの「令和３年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」です。３８ページ・３９ページに教育費の決算状況について示されております。４３ページ・４４ページ「令和３年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」です。監査委員からは、「いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、基準を上回った場合に適用される財政健全化計画及び財政再生計画を定める必要がないことが確認された。」との審査意見が付されています。４５ページから５８ページは、「令和３年度主要施策の成果に関する調書」です。令和３年度主要事業一覧のうち、５２ページの番号４１「グローバル教育事業」から５３ページの番号４６「揚倉山健康運動公園体育施設維持管理事業」までが教育費の主要事業となっています。決算の認定に当たっての審査過程における主な意見のうち教育委員会関係として、「人工芝となった揚倉山健康運動公園多目的広場の利用が増加している。あわせて導入したインターネット予約システムの周知などを進め、施設の有効活用に努められたい。」ということがございました。以上、４件の議案について、原案どおり可決・認定されました。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

（なし）

教育長

ないようでございます。よって日程第３、報告第１０号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第３、報告第１０号についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第４、第１１号議案「代理行為の承認について（付議事件に関する意見聴取について）」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。報告第１１号、令和４年９月２７日、代理行為の承認について、付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定により代理したので、同条第２項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。報告第１１号「代理行為の承認について」ご説明いたします。令和４年第３回府中町議会定例会に提出された議案のうち教育委員会関係分について、令和４年９月１２日付で府中町長から教育委員会へ意見聴取の協議がありましたが、教育委員会会議を開催するいとまがなかったため、教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定により代理し、同意する旨の回答を同日付で行いましたので、同条第２項の規

定により報告し、承認を求めるものです。それでは、議案の内容について説明いたします。第４５号議案「府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」です。９ページ第４５号議案参考資料をご覧ください。１．改正の趣旨です。年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員共済組合制度が会計年度任用職員に適用されるため、条例の一部を改正するものです。２．改正事項の概要です。月額任用の会計年度任用職員は、令和４年１０月１日から、広島県市町村職員共済組合の組合員になるとともに、一般財団法人広島県市町村職員共済互助会の会員となることが可能となるため、当該組合及び互助会の行う事業に係る納付金について、給与から控除できるよう規定を追加するものです。現行、協会けんぽの健康保険へ加入している月額任用の会計年度任用職員について、法律改正により、令和４年１０月１日から、広島県市町村職員共済組合へ加入することとなります。このことにより、当該組合が実施する、医療保険の給付や、貯金・物販などの福祉事業を、受けることができるようになります。併せて、一般財団法人広島県市町村職員共済互助会の会員となることで、当該互助会が実施する、スポーツ施設・文化施設等の割引利用など、福利厚生事業を受けることができるようになります。本条例改正は、それらの事業に係る個人の納付金について、常勤職員と同様、給与から控除できるようにするものです。また、一般的な月々の納付金を試算しますと、従前とほぼ同額となるところです。３．施行期日は、令和４年１０月１日です。なお、本条例改正の内容については、職員団体との協議を経て、合意されております。以上、１件の議案について、原案どおり可決・認定されました。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第４、報告第１１号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第４、報告第１１号についてはそのように決めます。以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後２時００分)